

## 仕様書「除草作業（南区久世築山町 地内）」

### 1 業務名

除草作業（南区久世築山町 地内）

### 2 業務の目的

「南区久世築山町 地内（箇所図参照）」において、水路沿いから生い茂り、通行支障となっている箇所の除草作業を行い、道路利用者の通行範囲を確保するものである。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和8年6月30日まで

### 4 履行場所

京都市南区久世築山町 地内

### 5 業務範囲

別紙「箇所図」及び「現況写真」参照

### 6 業務内容

- ・業務範囲内の除草、塵芥処理を実施すること。
- ・除草後の刈草、撤去後の塵芥については、適切に処分すること。
- ・監督職員と作業工程、作業の周知等について協議した後、作業着手すること。

### 7 特記事項

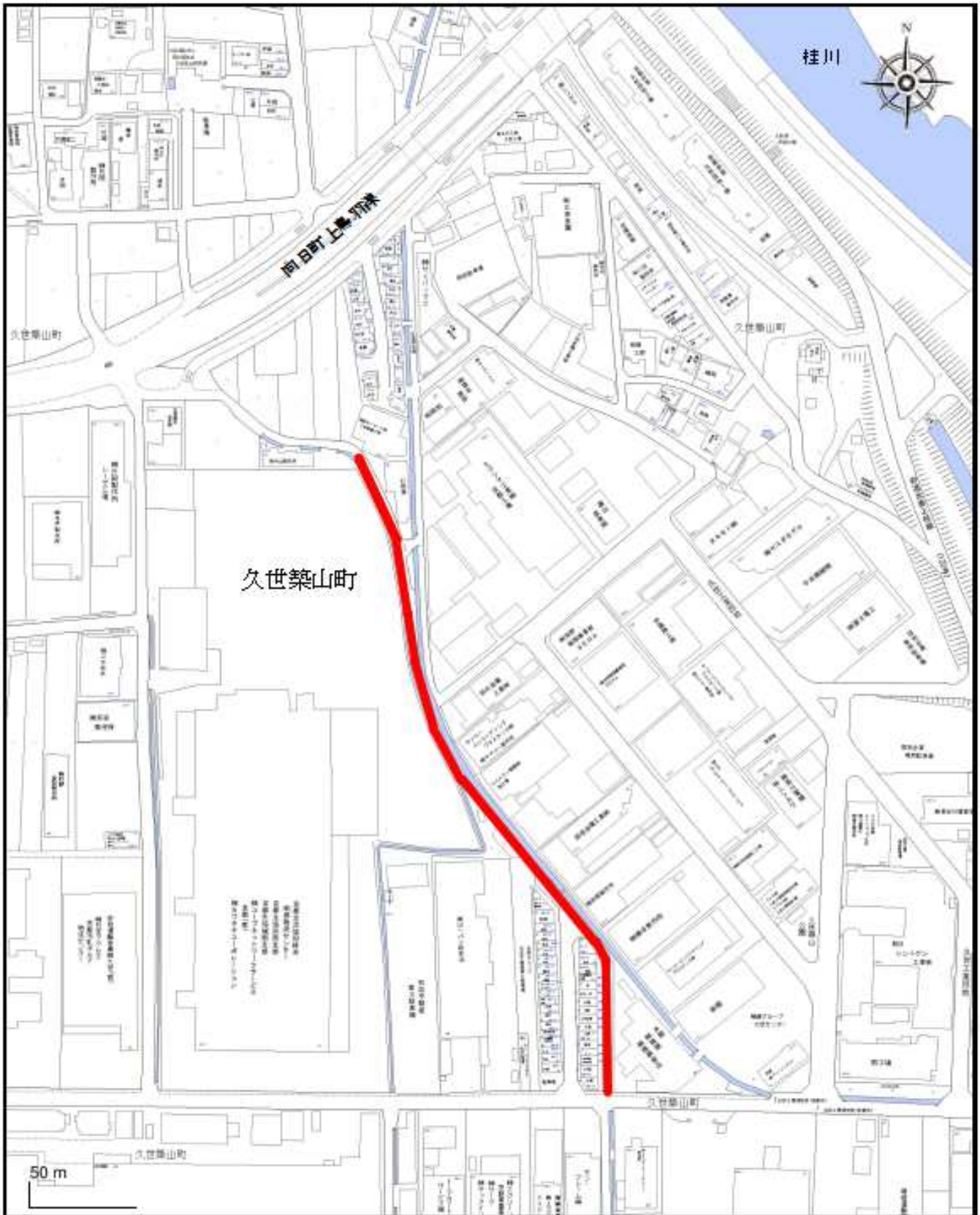
- ・本作業に必要な機材などのすべての費用は、本業務に含む。
- ・業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- ・作業に際しては、通行の車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。
- ・受注者において、道路使用許可に必要な規制図等の作成及び所管警察署への提出を行い、許可を受けたうえで作業を行うこと。
- ・作業中の安全管理は、受注者の責任において行うこと。
- ・作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

### 8 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

提出書類：完了届、作業写真（着手前・作業時・完了時）

# 箇所図



現況写真

